

気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に係る協定書

小牧市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設（以下、「クーリングシェルター」という。）について、熱中症による人の健康に係る被害の発生の防止が図られるよう、当該施設のクーリングシェルターとしての指定及び運営に当たり必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定で使用する用語の定義は、気候変動適応法の用語の定義によるものとする。

（協定の目的となるクーリングシェルター及び開放可能日時等）

第3条 この協定の目的となるクーリングシェルター（以下「対象施設」という。）の施設名、所在地、開放可能日等は、次に掲げるとおりとする。

（1）名称

●●センター

（2）所在地

小牧市〇〇1-1-1

（3）開放する曜日及び時間帯

月～金（祝日を除く）午前10時～午後5時

土・日・祝日 午前10時～正午

いずれも臨時休館日を除く

（4）開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数

5人

2 甲は、前項の施設名、所在地及び開放可能日等について、甲のウェブサイト等において公表を行う。

（施設の管理）

第4条 乙は、気候変動適応法及び気候変動適応法施行規則に定めるクーリングシェルターの以下の基準に適合するように、対象施設の市民等の滞在のために開放する部分（以下、「開放可能エリア」という。）を乙の責任において適切に維持管理するものとする。

（1）冷房設備を有すること。

（2）愛知県を対象とする熱中症特別警戒アラートが発表されたときは、開放可能エリアを市民等に開放することができること。

（3）開放可能エリアについて、利用者一人一人が適度な距離で過ごせる空間を確保すること。

2 甲は、対象施設の開放可能エリアについて、クーリングシェルターとして支障が生ずるおそれがあると認めるときは、乙に対し、改善を申し入れることができる。

3 乙は甲から改善の申し入れを受けた場合は、可能な限り速やかに対応するものとする。

(熱中症特別警戒アラートの発表時の対応)

第5条 甲は、愛知県を対象とする熱中症特別警戒アラートの発表を知ったときは、その旨を速やかに乙に伝達するものとする。

2 乙は、前項の伝達を受けたときは、熱中症特別警戒アラートの発表及びクーリングシェルターとしての開放について周知に努めるものとし、当該熱中症特別警戒アラートの発表期間中、第3条第1項に定める対象施設の開放可能日等において、開放可能エリアを市民等に開放するものとする。

3 乙が同条第1項に基づく伝達を甲から受ける前に、報道等により熱中症特別警戒アラートの発表を知った場合は、前項と同様の対応を行うものとする。

4 前2項による対象施設の開放中における市民等の滞在に係る対応とそれに伴う費用負担は、乙においてこれを行うものとする。

5 乙は、対象施設の利用者に対して、対価の要求のほか、過度な勧誘や不当な営業を行わないものとする。

(変更の協議)

第6条 乙は、対象施設の営業時間の変更や増改築等に伴い本協定の内容に変更が生じる場合は、あらかじめ甲と協議するものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から協定締結日が属する年度末日までとする。ただし、当該期間の満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも協定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、協定は、引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定について疑義が生じたとき又は本協定に定めがない事項について取扱いを定める必要があるときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 所在地 小牧市堀の内三丁目1番地
代表者 小牧市長 山下 史守朗 (印)

乙 所在地 [Redacted]
代表者 [Redacted] (印)